

出産・育児に伴う諸手続きのご案内



1. 出産の報告

出産予定日や休業の予定を早めに所属部署の上長に報告してください。

2. 健康診査の休暇申請

健康診査のために通院する場合は、事前に所属部の上長に申請してください。

3. 産前・産後の休業（法第65条）

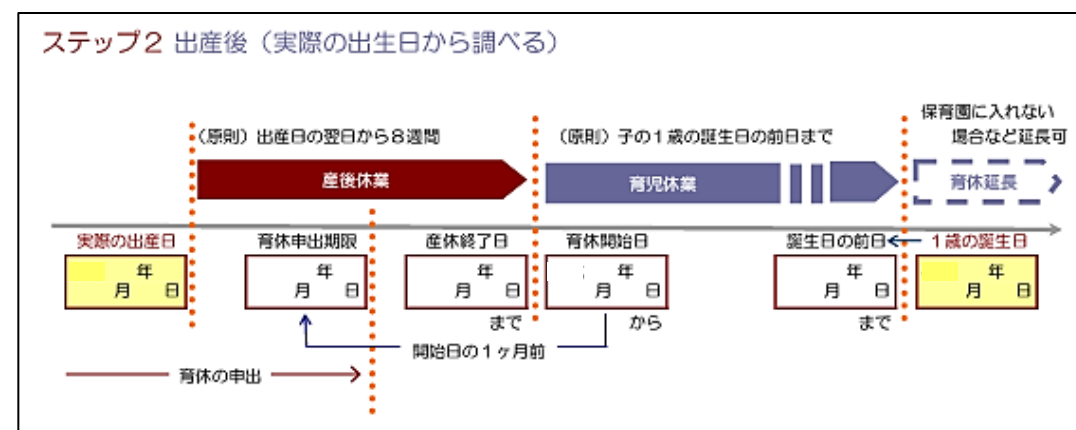
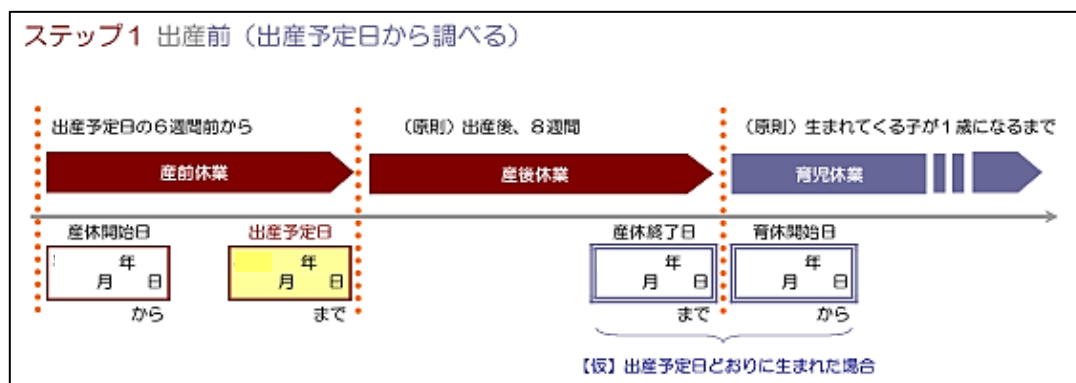
産前の休業・・・6週間（多胎の場合は14週間）予定日は産前に入ります。

産後の休業・・・8週間（6週間は強制）

※あくまでも予定日です。産後は出産日を基準に翌日から8週間です。

予定日と出産日が違うと、トータルの休暇が長くなる場合や短くなる場合が出てきますが心配ありません。産前産後・育児休業期間の計算などは労働局下記HPをご覧ください。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/leave/>



4. 休業の届出

(1) **産前産後休業申請**を休業開始1ヶ月前までに申請してください。

また、出産後、予定日と違っていたら速やかに変更申請してください。

→ **産前産後休業申請**（休暇期間は予定日から算出）

→ **対象児出生届**（出産後2週間以内に申請）

※確認書類：母子手帳（出生届出済証明ページ）のコピー

5. 休業中の賃金

(1) 産前・産後休暇・・・給与は無給です。

① 社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）の本人負担分は免除されます。

② 健康保険組合より下記給付があります。（本人による申請が必要）

・ 出産手当金(給与の代わり) = 1日につき標準報酬日額の3分の2相当額を支給

・ 出産育児一時金(いわゆる分娩費) = 420,000円 + 付加金 50,000円 = 470,000円

(産科医療保障制度に加入しない病院での出産は金額が異なります)

申請方法など詳細はひかり健保組合HPをご覧ください。

<https://www.hikarikenpo.or.jp/e/ninshin-shussan-ikuji-todokede>

③ 住民税は個人払い(普通徴収)へ切替えになります。行政区より別途納付書が届きます。

(2) 育児休業期間・・・欠勤扱いで給与は無給です。

① 社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）の本人負担分は免除されます。

※令和4年10月より免除要件が下記に改正されました

<月額保険料>

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。

<賞与保険料>

育児休業等を1月超(暦日で計算)取得した場合のみ免除されます。

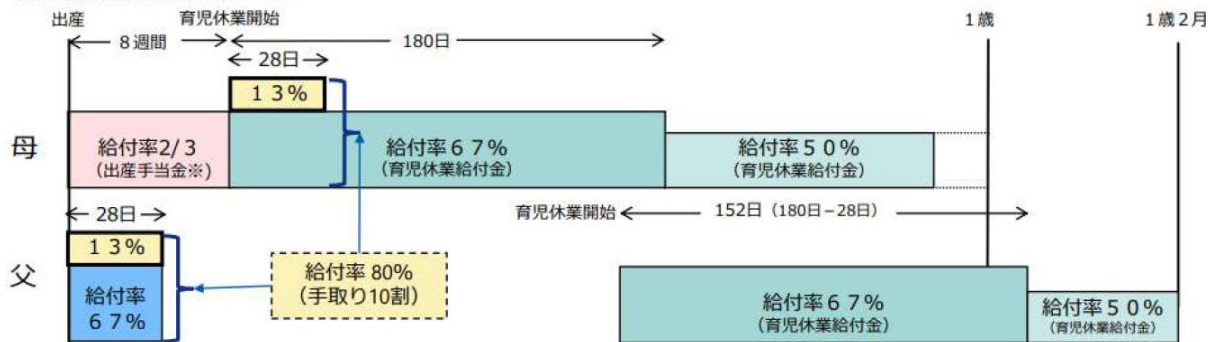
② 雇用保険から「育児休業給付金」が支給されます。

休業前賃金の67% (休業開始6ヶ月後は50%)

★2025年4/1から給付率の引き上げがあります！

出生の日から8週間(女性は産後休業後8週間)を経過する日の翌日までに、被保険者とその配偶者がそれぞれ14日以上(※)の育児休業を取得した場合、最大28日間、通常の育児休業給付に「休業開始時賃金13%相当額」が上乗せになります。

○育児休業給付の給付イメージ



6. その他

- (1) 産前・産後にちょっと具合が悪くなって、医師から休養が必要と言われたら・・・
3日以上の休養が必要だが、有休も使うのはちょっとという場合は、出産とは別扱いですが、健保より『傷病手当金』が受けられます。

申請方法等はひかり健保組合HPをご覧ください。

<ひかり健保HP> <https://www.hikarikenpo.or.jp/d/shobyoteate>

また一定期間療養が必要な場合は休職とすることも可能です。

その場合は現場上長に申出をしてください。

※診断書（母性健康管理指導事項連絡も可）の提出が必要

- (2) 妊娠中、または小学校就学前までの子を養育する場合、申し出により短時間勤務、もしくは所定労働時間を変更せずに勤務時間の繰り上げ繰り下げが可能です。
事前に現場上長に希望時間を申出のうえ申請書を提出してください。

→[産前・育児短時間勤務申請](#)

※短縮時間分の給与は無給

※期間は雇用契約期間内（以降は雇用契約に基づき更新）

- (3) 小学校就学前までの子を養育する場合、申し出により所定外労働（残業）の免除、時間外労働の制限が可能です。（特定労働者）

→[所定外労働（残業）の免除申請](#)

- (4) 小学校3学年修了までの子を養育する場合、申し出により子の看護等休暇を取得することが可能です。（週の所定労働日数が2日以下は対象外）

※給与は無給

※当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日まで

【取得理由】

- ・ 負傷し、又は疾病にかかった子の世話
- ・ 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること
- ・ 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話
- ・ 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加

→[子の看護等休暇申請](#)

■□ 手続きに関するお問い合わせ先
就業管轄のマネージャーへ直接お問い合わせください